



## JSG ニュースレター

### 財政部が国別報告書提出免除基準となる セーフハーバー・ルールの改正を公布

多国籍企業グループが台湾の移転価格関連法規を遵守し、移転価格三層構造の文書を準備するためのコンプライアンスコストを簡素化するため、台湾財政部は台湾国内の状況及び外部からの意見を参考にし、2019年12月10日付で移転価格審査準則の規定に基づき、多国籍企業グループが台湾国内で国別報告書の提出が免除されるセーフハーバー・ルールの改正について公布しました。今般改正されたセーフハーバー・ルールの主なポイントは、下表の通りです。

#### 国別報告書

(Country-by-Country Report, CbCR)

適用年度

2017年度まで遡及して規定を適用する

<p><b>納税主体</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾国内の営利事業が多国籍企業グループの成員であり、且つその最終親会社が台湾国内に所在している場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 台湾国内の営利事業が多国籍企業グループの成員であり、且つその最終親会社が台湾国外に所在している場合。</li> </ul>
<p><b>セーフハーバー・ルール</b></p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 企業グループの該当事業年度の前年度における連結収入総額が新台幣ドル 270 億元未満である。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 最終親会社の居住地国（又は地域）において国別報告書の申告に係る法令規定の定めがあり、且つ当該グループがその居住地国（又は地域）において OECD 成果レポートに規定する国別報告書提出免除の基準に合致している（7.5 億ユーロ）。</li> <li>2. 最終親会社の居住地国（又は地域）において国別報告書の申告に係る法令規定の定めがなく、当該グループが指定し最終親会社を代理するその他の成員が国別報告書を提出しており（以下「代理親会社」という。Surrogate Parent Entity, SPE）、且つ当該代理親会社はその居住地国（又は地域）において OECD 成果レポートに規定する国別報告書提出免除の基準に合致している。</li> <li>3. 最終親会社の居住地国（又は地域）において国別報告書の申告に係る法令規定の定めがなく、且つ当該グループがその代理親会社を指定しておらず、企業グループの該当事業年度の前年度における連結収入総額が新台幣ドル 270 億元未満である。</li> </ol>

		<p>4. 台湾の営利事業の該当年度における通期の営業収入純額及び営業外収益の合計が新台幣ドル30億元未満である、又は通期の国外関連者間取引の合計が新台幣ドル15億元未満である（マスターファイルの提出が免除されるセーフハーバー・ルールを参照）</p>
<p><b>セーフハーバー・ルールを満たさない場合の提出義務</b></p>	<p>1. 財政部 108 (2019) 年 12 月 10 日 付 の 台 財 税 字 10804651540 号 通 達 の 国 別 報 告 書 に 係 る セーフハーバー・ルールを満たしていない場合、当該企業グループの最終親会社が台湾国内の営利事業であるときは、台湾国内の営利事業が台湾国内で国別報告書を提出しなければならない。</p> <p>2. 企業グループが台湾国内に 2 社以上成員を有する場合、そのうち 1 社を指定して提出することができる。</p>	<p>1. 財政部 108 (2019) 年 12 月 10 日 付 の 台 財 税 字 10804651540 号 通 達 の 国 別 報 告 書 に 係 る セーフハーバー・ルールを満たしていない場合、当該企業グループの最終親会社が台湾国外の営利事業であり、且つ次に掲げるいずれかに該当するときは、台湾国内の営利事業が台湾国内で国別報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 最終親会社の居住地国（又は地域）において国別報告書の申告に係る法令規定の定めにより国別報告書を提出する必要がない。</p> <p>(2) 国別報告書を提出しているが、当該国と台湾との間で国別報告書の情報交換に係る協定を締結していない。</p> <p>(3) 情報交換に係る協定を締結しているが、税務当局が関連する協定に基づき国別報告書を実際に取得することができない。</p>

		<p>2. 最終親会社は台湾国内の営利事業を代理親会社として指定する。</p> <p>3. 企業グループが台湾国内に 2 社以上成員を有する場合、そのうち 1 社を指定して提出することができる。</p>
<b>提出期限</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 営利事業の会計年度終了後から 1 年以内に所在地を管轄する税務当局に提出する。</li> <li>● 多国籍企業グループの台湾国外最終親会社の事業年度が台湾の営利事業の事業年度と一致していない場合は、当初の提出期限までに税務当局に申請を行うことで、台湾国外最終親会社の事業年度終了後から 1 年以内に提出することができる。</li> </ul>	

台湾の営利事業が営利事業所得税確定申告書の B6 ページで国別報告書を提出すべき成員を開示しており、財政部 108（2019）年 12 月 10 日付台財税字 10804651540 号通達のセーフハーバー・ルール関連規定に合致している場合は、当該年度の申告書 B6 ページを修正する必要はありません。また、台湾の営利事業の最終親会社が台湾国外に所在し、且つ財政部 108（2019）年 11 月 6 日付台財際字第 10824521920 号通達により国別報告の自動交換に係る協定を締結・発効している国（又は地域）である場合は、本セーフハーバー・ルールに関する通達規定は、国別報告書に適用する情報交換に影響を及ぼしません。



Get in touch

JSG ホームページ

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数指します。各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。Deloitte（“DTTL”）はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッド（Deloitte AP）は保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京を含む 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織（“Deloitte ネットワーク”）は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供して

いるとみなすことはできません。本資料に依拠することにより利用者が被った損失について、Deloitte ネットワークおよび如何なる組織体も一切責任を負わないものとします。

© 2020. 勤業眾信版權所有 保留一切權利



## 日商組新聞稿

### 我國財政部公告修正得免送交 「國別報告」之避風港標準

為簡化跨國企業集團於我國遵循移轉訂價相關法規準備移轉訂價三層文件的依從成本，我國財政部參考我國國情及外界意見，於民國 108 年 12 月 10 日依移轉訂價查核準則規定，公告修正跨國企業集團在我國得免送交「國別報告」之避風港標準。本次修正國別報告送交義務之避風港標準重點整理如下。

國別報告 (Country-by-Country Report, CbCR)	
適用年度	追溯民國 106 年度適用
納稅義務主體	<ul style="list-style-type: none"> <li>中華民國境內之營利事業為跨國企業集團成員，且其最終母公司在中華民國境內。</li> <li>中華民國境內之營利事業為跨國企業集團成員，且其最終母公司在中華民國境外。</li> </ul>

避風港標準	<p>1. 集團前一年度合併收入總額未達新台幣 270 億元。</p>	<p>1. 最終母公司居住地國或地區定有申報國別報告之法令規定，且該集團符合該居住地國或地區依 OECD 成果報告規定訂定之免送交國別報告標準 (即歐元 7.5 億元)；或</p> <p>2. 最終母公司居住地國或地區未定有申報國別報告之法令規定，經該集團指定其他成員代理最終母公司送交國別報告 (以下簡稱代理母公司送交成員，Surrogate Parent Entity, SPE)，且符合該代理母公司送交成員居住地國或地區依 OECD 成果報告規定訂定之免送交國別報告標準；或</p> <p>3. 最終母公司居住地國或地區未定有申報國別報告之法令規定，且未指定集團其他成員為代理母公司送交成員，集團前一年度合併收入總額未達新台幣 270 億元；或</p> <p>4. 我國營利事業其當年度全年營業收入淨額及非營業收入合計未達新台幣 30 億元，或全年跨境受控交易總額未達新台幣 15 億元。(參照得免送交集團主檔報告之避風港標準)</p>
送交義務	<p>1. 不符合財政部 108 年 12 月 10 日台財稅字 10804651540 號令之國別報告避風港標準者，且其集團之最終母公司為在中華民國境內之營利事業，我國境內之營利事業應於我國送交國別報告。</p> <p>2. 集團於我國境內有 2 個以上之成員者，得指定其中 1 個成員送交。</p>	<p>1. 不符合財政部 108 年 12 月 10 日台財稅字 10804651540 號令之國別報告避風港標準者，其集團之最終母公司為在我國境外之營利事業，且有下列情形之一者，我國境內之營利事業應於我國送交國別報告。</p> <p>(1) 依最終母公司之居住地國或地區法令規定不須申報國別報告；</p>

		<p>(2) 雖有申報國別告，但該國未與我國簽署得進行國別報告資訊交換之相關協定；</p> <p>(3) 已簽署，但稽徵機關無法依相關協定實際取得國別報告。</p> <p>2.最終母公司指定在中華民國境內之營利事業為代理母公司送交成員。</p> <p>3.集團於我國境內有 2 個 以上之成員者，得指定其中 1 個成員送交。</p>
<p><b>提交期限</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 營利事業之會計年度終了後一年內提交所在地稽徵機關。</li> <li>● 如跨國企業集團之境外最終母公司之會計年度與我國營利事業會計年度不一致，得於原定送交期限內向稽徵機關申請，於其境外最終母公司會計年度終了後一年內送交。</li> </ul>	

針對我國營利事業已於所得稅申報書第 B6 頁揭露為應送交國別報告之成員，如符合財政部 108 年 12 月 10 日台財稅字 10804651540 號令之規定，無需更正該年度申報書第 B6 頁。另，針對我國營利事業其最終母公司在中華民國境外，且位於財政部 108 年 11 月 06 日台財際字第 10824521920 號公告依已簽署生效協定得就國別報告進行有效資訊交換之國家或地區，本解釋令不影響國別報告適用資訊交換之情形。



Get in touch

日商組官方網站

<http://www.deloitte.com.tw/jsg/>



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱"DTTL")，以及其一家或多家會員所。每一個會員所均為具有獨立法律地位之法律實體。Deloitte("DTTL")並不向客戶提供服務。請參閱 [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱 "Deloitte 聯盟") 不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。